

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条に定める、サービスの根本基準の趣旨を実現するため「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事許可」などの義務を定めています。

(1) 職務専念義務免除の状況（平成24年度中）

区分	人数
研修	833
厚生計画（健康診断や成人病予防検査など）	1,244
その他（献血など）	468

(2) 営利企業等の従事許可の状況（平成24年度中）

区分	人数
営利目的の会社等の役員を兼ねること	1
自ら営利企業を営むこと	2
報酬を得て事務等に従事すること	212